

松阪市 PR プリントトラック広告事業実施要項

第1（目的）

国内を輸送する大型トラックの車体に、松阪市の魅力を伝えるデザインを施し、松阪市の名を広くPRする。

第2（事業の対象）

PR プリントを施すトラックは、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 松阪市に輸送拠点のある事業所である
- (2) 大型トラックである
- (3) 日本国内の輸送に使用されているトラックである

第3（広告のデザイン）

1 トラックにプリントするデザインは、市とプリントトラック広告実施事業者（以下「実施事業者」という。）が協議し決定する。デザインは松阪にちなんだもので、イメージアップに繋がるものとする。

2 前項のデザインには、市が指定するロゴおよびQRコード等も含む。

第4（費用）

1 トラックのプリントにかかる初期費用は、実施事業者が負担するものとする。ただし市長は、30万円を限度に費用の2分の1を広告費として支出する。

2 トラック本体へのプリントが完了し、松阪市の検査に合格した後、実施事業者は松阪市の広告費を請求するものとする。

3 市長は、前項の請求があったときは、その日から30日以内に支払わなければならない。

4 広告開始後の一切の費用については、実施事業者が負担する。

第5（プリント広告の期間）

1 プリント広告の期間は実施年度の末日までとする。

2 前項の期間満了後においても、市長及び実施事業者の協議により、引き続きプリントトラックにおける輸送を継続することができる。

第6（プリント広告の申込）

1 プリント広告を希望する事業者は、市長が定める期間内にプリントトラック広告申込書（様式1号）を市に提出しなければならない。

2 前項の申込みが多数となった場合は、抽選により実施事業者を決定する。

第7（義務）

実施事業者は、プリントトラックの使用にあたり、道路交通法及び労働基準法、その他関係省令を遵守するとともに、松阪市のイメージを損なうことのないよう努めること。

第8（損害のため生じた経費の負担）

実施事業者の過失により発生した損害（第三者に及ぼした損害も含む）のため必要を生じた経費は、実施事業者が負担する。

第9（松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する措置等）

実施事業者は、別記1「松阪市の締結する契約等から暴力団等排除要綱に関する特記仕様書」を遵守しなければならない。

第10（協議）

この要項にない事項については、市長と実施事業者の協議により決定する。

別記 1

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除要綱に関する特記仕様書

1 契約の解除

松阪市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱の規定により、排除措置を行うべき者と認められる場合には、契約の解除等必要な措置を講ずることがある。

2 通報義務

暴力団等による不当介入を受けた場合の措置について

- (1) 受注者は、暴力団等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに所轄の警察署に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。
- (2) (1)により警察署への通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行った場合には、速やかに発注者に文書にて報告すること。
- (3) 受注者は、暴力団等により不当介入を受けたことから工程、納期等に遅れが生じた場合は、発注者と協議を行うこと。

3 暴力団等による不当介入に対する通報義務の実効性を確保するため、以下の措置を講ずることがある。

(1) 指名停止又は文書注意

暴力団等による不当介入を受けた受注者が所轄の警察への通報等及び市長への報告を怠った場合は、指名停止又は文書注意を行う。

- (2) 暴力団等による不当介入を受けた場合において、警察署への通報又は発注者への報告を怠った場合は、その旨を公表する。